

だいしん プレミアム年金定期

取扱期間:令和8年10月1日(木)~令和9年3月31日(水)

3年
もの

年1.6%

募集総額
20億円

※本定期預金の預入期間中、当金庫に年金振込を継続指定いただくことが条件となります。

＼お預入条件等／

- ✓ 当金庫で公的年金をお受け取りの方
(企業年金等は対象外となります。)
- ✓ 預入限度額 300万円まで
- ✓ 新規のお預け入れに限ります
(当金庫定期預金からの振替はできません。)
- ✓ 年金のお受け取り口座のある店舗に限りご利用できます



「受取書」のお取扱いについて

当金庫では、職員が訪問先で現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預かりする際に、必ず当金庫所定の「受取書」をお渡ししております。内容をご確認のうえ、お受け取りください。



だいしん
大分信用金庫

詳しくはお近くのだいしん窓口または、
得意先担当者へ



0120-120-827

月~金曜日 AM9:00~PM5:00(土・日・祝日を除く)

支店

担当者

TEL

これから受け取るお客様も、
すでに受け取っているお客様も

年金のお受け取りは だいしんで

特典

1

新規受取指定の方に 特別プレゼント

新規に年金お受け取りを
ご指定いただくと、
ミニステンレスボトルを
差し上げます。



特典

2

年金振込日から3営業日は 年金感謝デー

年金の振込日より3営業日、
ご来店いただいたお客様に
もれなく素敵なプレゼントを
差し上げます。

毎回うれしい！

特典

3

年金定期預金 1年もの スーパー定期預金

当金庫で公的年金(国民・厚生・共済・労災)
のお受け取りをされているお客様、もしくは
お受け取り手続きをされたお客様。

※厚生年金基金、企業年金などは対象外となります。

500万円まで 店頭表示金利 プラス 特別金利

あずけてお得意！

特典

4

だいしんカードローン シルバーきゃっする

年金受給者専用のカードローンです。
当金庫で年金をお受け取りいた
っているお客様、もしくはお受け取り
手続きをされたお客様は、お借入れ
利率を優遇しています。

※当金庫所定のご利用条件がございます。

土・日・祝日全ての時間帯で

だいしんATM
ご利用手数料 無料

だいしんのキャッシュカードで、だいしんの
ATMをご利用いただく場合、土・日・祝日
全ての時間帯でATM入出金手数料が無料で
ご利用可能。※一部対象外のATMがございます。



詳しくはコチラ▶

詳しくは、お近くのだいしん窓口または、得意先担当者へ

0120-120-827

月～金曜日AM9:00～PM5:00(土・日・祝祭日を除く)

【受取書】のお取扱いについて

当金庫では、職員が訪問先で現金・通帳・
証書・払戻請求書等をお預かりする際に、
必ず当金庫所定の「受取書」をお渡しして
おります。
内容をご確認のうえ、お受け取りください。

支店

担当者

TEL



だいしん
大分信用金庫

だいしんプレミアム年金定期預金

令和8年10月1日現在

1. 商品名（愛称）	・だいしんプレミアム年金定期預金
2. 販売対象	・当金庫で公的年金（国民・厚生・共済・労災・恩給・船員保険）のお受け取りをされている方、もしくはお受け取り手続きをされた方 ※厚生年金基金、企業年金等は対象外となります。
3. 期 間	・3年 ・預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入（新規のお預け入れの方に限ります） ・100円以上。ただし、お一人様300万円以内 なお、預入は1支店（年金を受け取っている、または年金の受取を開始する支店）のみに限定 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利 3年 1.60% （尚、満期継続後の金利は、継続日時点の店頭表示金利が適用されます。） ・預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）がかかります。 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます）
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」通帳にセットすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
10. 金利情報の入手方法	・窓口または当金庫ホームページにてご確認ください。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはしんきん相談所（9時～17時、電話：0120-120-827）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記しんきん相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法を（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。
12. その他参考となる事項	・受付期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日まで ・募集総額20億円（到達次第取扱いを終了いたします） ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）